

令和6年(1994年)7月18日設立
官公需適格組合(中小企業庁認定)
静岡県消防設備保守点検業協同組合

組合だより



第50号(新春号)

発行: 令和6年(2024年)1月吉日
住所: 静岡市駿河区南町5番3号
Tel 054-287-5091 Fax 054-287-5092
メールアドレス: syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HPアドレス: http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は

消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり

高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	63社
常用従業員	651人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	473人
電気工事士	214人
防火設備検査員	74人
(組合事務局・常勤職員2人)	

令和6年(2024年)7月、設立30年となる新年を迎え

“輝く未来と発展”へ歩み続ける組合が

“ふじのくに静岡の安全・安心”を担い、

皆々様が益々、ご活躍、ご健勝でありますよう

心から寿ぎ、ご祈念申し上げます

令和6年元旦

静岡県消防設備保守点検業協同組合

役員一同



◆◆◆ 西川和宏理事長の年頭挨拶 ◆◆◆



令和6年(2024年)の年頭に当たり、組合員や組合関係者、組合をご支援いただく
皆様方におかれましては、静岡県消防設備保守点検業協同組合(官公需適格組合)への
変わりのないご支援、ご協力に心より御礼と感謝を申し上げます。

昨年(令和5年)は、ようやく3年余という長い新型コロナ禍も沈静化し、「第29回
通常総会(令和5年5月17日開催)」では、城内実衆議院議員(自民党静岡県連会長)や
中沢公彦 現静岡県議会議長など、錚々たるご来賓にご出席を賜り、力強い激励の言葉を
いただきました。また、合わせて開催した「第8回青年部会通常総会」や「総会後の懇親会(50名余が参加)」
等を通じ事業実施体制を確立し、令和5年度事業計画の着実な実施に努めているところです。

お陰様で、例年並みの共同受注確保及び組合員配分の実現、保守点検料金積算基準(令和5年度版)冊子の
発行(令和5年6月と8月)、国等への業法制定要望と事業環境改善に向けた意見交換(令和5年10月)、埼
玉県中小企業団体中央会主催「官公需受注対策懇談会」での講演(令和5年11月)、消費税インボイス制度
導入(令和5年10月)を踏まえた組合会計業務の外部委託など、様々な取組を具体化することができました。

しかしながら、組合事業を取り巻く事業環境は、ますます厳しさを増しております。

標準的な歩掛りでは考えられない「極端な安値受注」や「法令遵守(有資格者点検、原則再委託禁止、適
正な保守点検等)懸念の受注」が依然として無くならず、他業種からの参入激化、デジタル化や新たな事業
形態の拡がり、官公庁の契約方式や財産管理方法の見直し等のほか、建物の複合化・所有形態の変容、消防
設備の高度化、保守点検人材確保の困難、市町における地元優先の産業政策、地方自治体の財政事情等々。

私ども組合は、今年7月に設立30周年を迎えます。

令和6年5月16日(木)午後開催予定の「第30回通常総会(静岡市内)」を通過点として組合活動を推進し、
引き続き、全力で地域の安全・安心や地域経済の活性化に貢献してまいります。組合員や組合関係者、組合
をご支援いただく皆様方など全ての皆様に、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



新年の御挨拶

静岡県危機管理部 危機管理監代理兼
危機管理部 部長代理 滝 明

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から静岡県民の安全、安心な暮らしを守るため、消防用設備等の保守点検や設備施工等を通じて、防火対象物に対する防火安全対策に多大なる御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

本年は、昭和49年（1974年）7月7日から8日にかけて台風第8号による豪雨により発生した七夕豪雨から50年、昭和19年（1944年）12月7日に発生した昭和東南海地震から80年の節目の年になります。

近年、激甚化、頻発化する自然災害に対して、本県に甚大な被害を引き起こした自然災害の教訓等を活かし、日頃から他人事ではなく我が身への危機として捉え、災害への意識と備えを高めることが重要です。

一方、消防用設備等を取り巻く状況については、政府におけるデジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、総務省消防庁において、検討会開催や制度見直しなど取り組みが進められており、デジタル対応の実現に向け、早期の結論を得ることとされております。

貴組合員の皆様におかれましては、政府や関係業界などの動向を捉えていただくと共に、職場で効率化や負担軽減等につながるDX化の実現を進めていただくなど、静岡県民の生命や財産、生活等を守るため、今後とも、消防用設備等の適切な保守点検・維持管理業務に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭の御挨拶

静岡県経済産業部 部長代理 田中 伸弘

明けましておめでとうございます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合の皆様には、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

貴組合におかれましては、消防設備の工事や保守点検等を通じて、県民の生命や財産を守る業務に御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

県では、急激な原材料、エネルギーの価格高騰に対し、事業者の光熱費等の負担軽減や価格転嫁の取組への支援などを行ってまいりましたが、長期化する物価高騰が、今後も事業活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、引き続き地域の実情に応じた支援策に取り組むとともに、社会経済情勢の変化を的確に捉え、成長への好循環につながる経済政策を推進してまいります。

また、昨年も記録的な大雨により、県内に甚大な被害が発生し、防火・防災に対する意識も一層高まっております。県といたしましては、激甚化する自然災害から、県民の皆様の生命や財産を守るため、昨年10月に改訂したBCP（事業継続計画）モデルプラン第4版を活用し、事業者のBCP策定を支援するとともに、災害対策の強化に全力で取り組んでまいります。貴組合におかれましても、これまで培われた専門的な知識と高度な技術を活かし、消防用設備の保守・点検等の適切な実施により、引き続き安全・安心な社会づくりに貢献いただきますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年間の貴組合のますますの御発展と、組合員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



新年の御挨拶

静岡市消防局 消防局長 池田 悦章

令和6年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

静岡県消防設備保守点検業協同組合及び組合員の皆様方におかれましては、平素から消防用設備等の保守点検業務を通じ、地域社会の安全確保に多大なる御尽力を頂くとともに、消防行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、人々の生活を一変させた新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが第5類へと引き下げられた5月、石川県能登地方で震度6強の地震が発生、さらには千葉県南部やトカラ列島など震度5以上の地震が相次ぎました。奇しくも関東大震災から100年目という節目の年でありました。

また6月から7月の梅雨前線停滞に伴う大雨により、九州地方をはじめ各地で、土砂災害や冠水等により多くの人命や財産に被害がもたらされ、自然災害による被害の大きさに脅威を感じるとともに、県内においても甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震も危惧されることから、平時から備えることの重要性も改めて高まってきております。

一方で、人的要因の多い火災等の災害におきましては、消防法令を遵守し、防火管理体制を徹底していただくことにより、限りなく被害の軽減が図られるものと考えております。静岡市消防局としましては、立入検査等のあらゆる機会を通じて、建物関係者等の防火・防災意識の高揚を図るとともに、消防用設備等のハード面及び防火管理等のソフト面の両面において行政指導や法的措置を的確に行うことで、誰もが安全・安心に利用できる施設環境を確保するよう取り組んでおります。

貴組合及び組合員の皆様方には、防火・防災の観点から消防用設備等の保守点検業務の向上のため、本年もより一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合の益々の御発展並びに組合員の皆様方の御健勝と御多幸を心より祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

静岡県中小企業団体中央会 専務理事 田中 秀幸

新年明けましておめでとうございます。静岡県消防設備保守点検業協同組合様並びに組合員企業の皆様方に於かれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、私どもの意識が大きく変わる一年となりました。国内では経済活動が正常化し、景気は緩やかに回復してきた一方、高止まりが続く原材料・エネルギー価格、円安基調の中、価格転嫁の遅れによる収益力の低下などを背景に、中小企業・小規模事業者では厳しい状況が続いております。このような中、貴組合では、県内の様々な施設の消防用設備等の保守点検業務の受注を通じて、これまでに多くの県民の安心・安全な生活に大きく寄与してこられました。そして、行政をはじめとした関係機関に対する要望活動を精力的に行うことで、官公需共同受注の促進や業界の発展並びに組合員の皆様の社会的地位向上にご尽力されております。

昨今、甚大な被害をもたらす大規模自然災害が頻発しております。そのため、火災の予防や災害に因る被害の軽減を目的としたニーズも、より高度で付加価値の高いものが求められており、貴組合には大きな期待が寄せられていることと存じます。

本会では、今年度“稼ぐ力の向上”をテーマに掲げ、様々な事業に取り組んでおります。本会と致しましても、引き続き、官公需適格組合制度の普及・促進に努めて参りますとともに、組合を通じた中小企業・小規模事業者の皆様への振興発展に向け、役職員一丸となり、新年の決意も新たに業務に邁進することをお誓い申し上げます。

貴組合に於かれましては、地域社会の安心・安全に貢献する重要な役割を担う存在として、業界の活性化と共に組合員企業の皆様の“稼ぐ力の向上”に向け、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、貴組合の益々のご発展とともに、組合員企業の皆様にとりまして本年が希望に溢れる一年となりますことを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

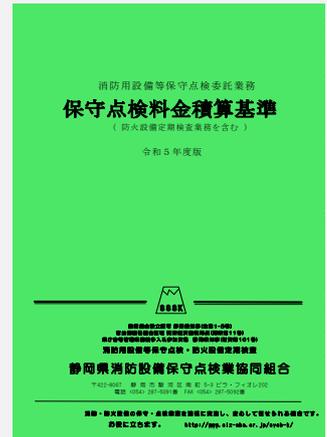
情報-1

「積算基準」フォローアップ打合せ / 令和5年11月

令和5年11月24日(金)午後、令和5年6月と8月の2度に分け組合内外へ情報発信した、消防用設備等保守点検（防火設備定期検査含む）料金「令和5年度版積算基準(右写真)」フォローアップ打合せが組合事務所で開催されました。

打合せメンバーは、検討会委員及び組合事務局。議題は、組合内外の反応や問題発生の有無、積算基準自体の課題、今後の方針等です。

組合は、これまで7回、「積算基準」を作成してきましたが、今回は算定基準が「国の公表情報を一つに集約したもの」、「法令遵守事項に基づく積算の仕組みを幅広く周知及び活用を図る」を前面に出した点で、これまでの「積算基準」とは大きく異なっています。それらを踏まえた打合せ結果は、「特に問題等は聞こえてこない、今後は国基準や要領等見直しに合わせ改訂していく」でした。



情報-2

消防庁予防課
予防行政におけるデジタル化に係る取組について

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-140.html

消防庁（予防課）は、令和5年7月26日(水)に、第1回「令和5年度予防行政のあり方検討会」を開催。議事次第では、議事(1)が「予防行政におけるデジタル化に係る取組について(資料1-1)」となっており、その議題が「点検のデジタル化」、報告事項は「講習のオンライン化、電子申請等の推進、予防業務等におけるデジタル技術の活用事例」でした。また、同年9月28日(木)には第2回検討会を開催。消防庁HP公開の火災予防分野（消防用設備等保守点検業）におけるデジタル化の取組や国方針等（抜すい）を紹介します。

■ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）抄

II 実施事項 / 1 デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し (1) 7項目のアナログ規制等の見直し

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	7項目のアナログ規制等の見直し	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会決定)において見直しの対象となっている7項目のアナログ規制(目視規制、 <u>実地監査規制</u> 、 <u>定期検査・点検規制</u> 、 <u>常駐・専任規制</u> 、 <u>書面掲示規制</u> 、 <u>対面講習規制</u> 及び <u>往訪閲覧・縦覧規制</u>)及びフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等について、規制所管府省は同工程表に基づき、着実に見直しを実施する。	「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に基づき、順次措置(令和6年6月まで日処)	総務省

■ 点検のデジタル化について(中間とりまとめ案) / 第2回検討会(令和5年9月28日) ※ 上表の下線・太字は発行者加筆

■ 設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について / 消防庁予防課長通知(令和5年10月6日)

■ 消防用設備等の定期点検に活用できる新たなデジタル技術の公募 / 消防庁予防課(令和5年10月27日)

情報-3

連携・交流促進(青年部会)「第14回ゴルフコンペ」/ 令和5年11月

私たち組合では、組合の「相互扶助や組合活動」が円滑に実施されるよう様々な取組を実施しています。青年部会が開催する「ゴルフコンペ」は、そうした取組の一つで、組合内外の連携・交流を促進するため、幅広く参加者を募り定期的に開催しています。

令和5年11月13日(月)、穏やかな秋日和の静岡カントリー袋井コースで「第14回組合青年部会ゴルフコンペ」が、青年部会会員や多彩なゲスト(中沢公彦県議会議員、山田誠元県議会議員及び賛助会員等)参加のもと、開催されました。

組合事務局からの近況報告と恒例の甘味差入れもあり、交流・親睦と組合事業への理解が大いに深まる1日となりました。



○ 埼玉県中小企業団体中央会（官公需関連）の講師依頼を受けて

西川理事長、体験を語る！ 令和5年11月27日（月）午後、西川和宏理事長（官公需適格組合「静岡県消防設備保守点検業協同組合」）が語り始めます。隣に控えるのは組合の仁科専務。

秋晴れのこの日、大宮ソニックシティ9階会議室（右写真）では、埼玉県中小企業団体中央会が主催する「官公需受注対策懇談会」が開催され、講師を務める西川理事長は、令和2年2月に全国表彰された「第23回中小企業組織活動懸賞レポート」の活動事例を、自らの体験を交え1時間40分にわたり講演しました。仁科専務も、グラフや表、写真等を使い講演をサポート。講演後の情報交換では、官公需適格組合の活動や、消防用設備等保守点検業における組合活動について、実務面でのやりとりがあるなど、組合にとっては意味ある講演活動となりました。



ふじのくに発「地域一体となった提案型共同受注活動」の創造とは？ 平成6年7月、静岡県内の消防防災業者15社が協同組合を設立して30年。①設立後の組合基盤づくり、②平成13年11月の官公需適格組合の認定、③静岡県消防施設業協会（任意団体）からの場所的・組織的独立と活動の活発化を経て、④組合員63事業者、共同受注額2億円余の今に至ります。



西川理事長は続けます。平成20年度以降、本格化した「官公需適格組合活動」と「提案型共同受注活動」とは、官公庁への提案と合わせて、官公需発注のための検討又は競争の場に参加する機会＝仕事を獲得するチャンスの提供を求める取組だと。今なお、組合の挑戦は続きます。



「中小企業組織活動に王道なし」

ー 普通のことを普通にやり続ける ー

講演でお伝えしたかったのは、決して「成功体験」や、「拡大した組合の今」ではありません。組合が、試行錯誤を繰り返しながら長い歳月を掛け、地域と一緒に築き上げてきた「目に見えないもの」、そのプロセス及び未だに格闘している「組合の姿」です。

普通のことを普通にやり続ける。その気があれば、誰にでもできます。上手くいくことばかりではありませんが、粘り強く続けていく。だからこそ、紹介した取組は、他地域でも十分「取組可能な全国標準モデル」と、言えるのだと思います。

新たな出会い！ 参加者の中に、同業の協同組合の関係者の方がおられたので、講演後に短時間ですが、情報交換をさせていただきました。講演だけでなく、こうした機会を得るきっかけを作っていただいた、埼玉県中小企業団体中央会の皆様に心より御礼を申し上げます。



“自助・共助・公助（火災予防）”のための基本情報！ 消防用設備等の保守点検を通じて関わる「火災予防」は、保守点検業者だけでなく地域や住民（消防団等）、官公庁（消防機関等）が「力を合わせて行う協働作業」です。組合では、火災統計や火災報告（情報）がそうした活動の基本情報になると考え、1年前の「組合だより第46号」で、消防庁の公表情報を整理した「全国と静岡県の火災発生状況」を掲載しました。

最新の火災発生状況は？ 火災予防に向き合う全ての方に、最新情報（火災発生状況）をお届けします。下表は、消防庁が令和5年11月29日に公表した「令和4年（1～12月）火災状況・確定値」、同年10月2日公表「令和5年上半期（1～6月）・概数」等の最新情報と直近5か年の推移です。 (件・人)

全 国	上半期（1～6月）		R4年	R3年	R2年	R元年	H30年	R4年 / H30年
	令和5年	令和4年						
総出火件数	20,559	20,613	36,314	35,222	34,691	37,683	37,981	0.96
建物火災	10,814	10,724	20,167	19,549	19,365	21,003	20,764	0.97
うち住宅	5,928	5,989	11,411	10,936	10,564	10,784	11,019	1.04
総死者数	888	854	1,452	1,417	1,326	1,486	1,427	1.02
住宅火災	582	546	972	966	899	899	946	1.03
うち65歳-	436	419	731	716	645	662	668	1.09
負傷者数	2,982	3,257	5,750	5,433	5,583	5,865	6,114	0.94

静 岡 県	上半期（1～6月）		R4年	R3年	R2年	R元年	H30年	R4年 / H30年
	令和5年	令和4年						
総出火件数	509	510	908	1,001	880	1,010	1,045	0.87
総死者数	21	14	31	36	42	33	40	0.78
負傷者数	75	76	125	120	132	149	143	0.87

いま、起きている火災（全国）は？ 火災予防に向き合うには、統計データ等による火災発生状況や中長期的な傾向への理解と合わせて、「いま、どんな火災が発生しているのか」、「それを防ぐには何をすれば良いのか」など、生きた情報としての「日常生活に寄り添う火災予防情報」が必須です。消防庁HP「災害情報一覧（下記）」には、火災を含む危機管理事案（地震、津波、大雨・大雪など消防対応事案）情報が公開されています。また、都道府県・市町村等の公表情報から「いま、起きている火災」情報を入手することもできます。

➔ 消防庁HP「災害情報一覧」；<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/>

<令和5年／火災6件>

- ・ R5.11.01 愛媛県大洲市の林野火災による被害及び消防機関等の対応状況（第6報・R5.11.8更新）
- ・ R5.09.05 山陽自動車道尼子山トンネル内で発生した車両火災（最終報・R5.9.7更新）
- ・ R5.08.20 厚木市で発生した駐車場火災（第2報・R5.8.22更新）
- ・ R5.06.02 大阪市北区で発生したビル火災（最終報・R5.6.9更新）
- ・ R5.04.22 青森県八戸町で発生した住宅火災（最終報・R5.4.25更新）
- ・ R5.01.22 神戸市兵庫区で発生した共同住宅火災（第1報）



<令和4年／1件>

- ・ R4.02.12 新潟県村上市で発生した工場火災による被害及び消防機関等の対応状況（最終報・R4.3.7更新）

<令和3年／7件>

- ・ R3.12.17（大阪府大阪市北区で発生したビル火災）、R3.11.29（大阪市此花区における倉庫火災）、R3.10.31（東京都調布市において発生した京王線の車両火災）、R3.04.22（群馬県みどり市の林野火災）、R3.02.25（群馬県桐生市の林野火災）、R3.02.24（東京都青梅市における林野火災）、R3.02.24（栃木県足利市の林野火災）



◆◆◆ お知らせ（予告） ◆◆◆

- 第30回通常総会／令和6年（2024年）5月16日（木）16時30分開会、グランド・イール・ブレイク（静岡市内）
- 同 組合関係者懇親会／同年（2024年）5月16日（木）17時30分開会、同上
- 第9回青年部会通常総会／同年（2024年）5月16日（木）16時開会、同上

静岡県消防学校へ、8年連続講師派遣 令和5年10月中旬、組合事務所に、県消防学校から8年連続（平成28年度開始）の消防職員専科教育「予防査察・危険物科（第8期）」への講師派遣（消防用設備関連訓練）の打診がありました。組合事務局は、直ちに昨年度3月上旬、県消防学校の訓練塔（約30m・右写真）と避難設備を使った教育訓練を担当した組合員（株式会社富士消防機商会（静岡市清水区））に連絡をとりました。



講師や学校、訓練生が協働して実施 非常に厳しい難しい判断でした。消防用設備等保守点検業界では、年度末3月は「特別な月」です。というのも、年2回の法定点検のうち総合点検実施と点検結果報告、そして本格化する翌年度受注活動が待った無しで重なる月だからです。組合内の確認や県消防学校との調整を重ねながら「実施決定」を相互確認できたのは12月初旬でした。昨年度は、講師となる組合の実務点検者や県消防学校の教官、更には現役消防士である訓練生も加わり、全員で避難設備の設置・片付け、実科訓練補助などを役割分担して実施しました。県消防学校OBの話では「こういった形の訓練は静岡県だけ」とのことです。



顧問弁護士 吉川友朗
静岡法律事務所
ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠1-4-1
佐野ビル3階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ 誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）に対する法的対応（1）～



今回からは、誹謗中傷に対する対処方法等について、お話していきます。

SNSの発達によって、誰もが発信者になることができるようになり、一般の方でも誹謗中傷に悩まされるケースが激増しています。今回は、誹謗中傷に対する対処方法の前提として、どのような発言（情報発信行為）が法的に対応可能な誹謗中傷に該当するのか、見ていきたいと思えます。なお、ここでいう「法的対応」とは、刑事上の対応（刑事告訴等）及び民事上の対応（損害賠償や投稿の削除等）をいいます。

もし、個人や会社等の団体が不愉快に感じたり、不利益を被るような内容の発言（情報発信行為）が全て法的に対応可能な誹謗中傷に該当することになってしまうと、我々の表現活動は、著しく制約を受けてしまいます。

そのため、法的な対応が認められるのは、「当該発言（情報発信行為）が、個人や会社等の団体の法律上保護された権利や利益を侵害し、違法なものと評価できる場合」に限定されます。そして、権利や利益を侵害し、違法か否かは、「当該発言の内容、発信の経緯、当該発言によって発生するメリットとデメリットの具体的な内容等、諸般の事情を総合的にみて判断される」ことになるため、専門家でない判断は難しいかもしれませんが、多くの方が「これはあまりにもひどい」、「度がすぎている」という感想を持たれる場合には、法的対応が可能な誹謗中傷に該当すると思ってもらってよろしいかと思えます。法的な対応が可能な誹謗中傷を類型化すると、「①名譽毀損行為・侮辱行為」、「②プライバシーを侵害する行為」に分類することができます。

「①名譽毀損行為・侮辱行為」は、どちらも不特定多数の人が認識できる状態で、他人の社会的な評価を低下させる発言に及ぶことを言います。そして、具体的な事実を摘示している場合には「名譽毀損行為」、そうでない場合には「侮辱行為」となります。よって、単に「バカ」とか「アホ」という発言は「侮辱行為」に該当し、「Aさんはテストで0点しか取ったことがないからバカだ」という発言は「名譽毀損行為」に該当します。

この類型に該当するためには、相手を特定した上で、相手の社会的な評価を低下させることが必要です。

例えば、個人名の記載がなくても、当該発言の内容や発信者や対象者の属性・周辺事情等から、誰のことを言っているのか分かれば特定できたことになります。また、社会的な評価を低下させるか否かは、一般人を基準に判断されますが、発言内容が嘘であっても真実であっても、人の社会的な評価は低下するおそれがありますから、発言内容の真偽は問われません。真実を述べていれば、絶対に「名譽毀損行為」に該当することはないと誤解されている方がおられますが、そうではありませんので注意して下さい。但し、真実を述べている場合には、「名譽毀損行為」に該当しない場合（典型例は犯罪報道です。）もあります。この点については、追ってお話していきます。

「②プライバシーを侵害する行為」の「プライバシー」とは、個人の私生活に関する情報や秘密を言いますが、個人の顔写真や氏名、住所、電話番号等も保護される「プライバシー」に含まれますので、この場合にも法的対応が可能となります。

以上

【地域情報】埼玉県中小企業団体中央会の官公需対策！

- ★ 西川理事長と仁科専務理事は、令和5年11月27日（月）、埼玉県中小企業団体中央会主催「官公需受注対策懇談会」に講師として参加させていただいた際に、官公需適格組合の取組を色々お聞きしました。
- ★ 取組は、情報収集・提供、総合相談センターを通じた支援等、官公需適格組合証明制度の推進、広報・陳情活動など。静岡県中小企業団体中央会の取組にも共通する内容でした。
- ★ そして、基本は「官公需適格組合を通じた中小企業の受注機会拡大」。

基本データ

- ・官公需適格組合 R5年9月末(前年同期)
静岡県 — 49 (46) 組合
全国 — 905 (918) 組合
- ・中小企業の基礎データ
企業数は全企業の99.7%(2016年)
従業員数は全体の約70%(2016年)
- ・事業協同組合 R5年3月末(前年同期)
静岡県 — 735 (743) 組合
全国 — 19,250 (19,597) 組合

>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中央区	053-474-3837
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市中央区	053-440-7751
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中央区	053-436-5111
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市中央区	053-435-4308
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市中央区	090-5118-8048
(株)SG防災テクノサービス	杉村 友也	藤枝市田沼	054-637-1260	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中央区	053-465-6334
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜名区	053-586-4456
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市中央区	053-463-1341
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
(株)セキュア	石神 利明	島田市金谷	0547-47-3100	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市中央区	053-424-7552
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中央区	053-523-7500
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市中央区	053-543-9723
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市中央区	053-438-3081
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	TFサービス	古橋有一朗	浜松市中央区	090-7617-8408
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市中央区	053-441-3911
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中央区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	大村 誉	浜松市中央区	053-474-2627
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市中央区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市中央区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市中央区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜名区	053-587-1373
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中央区	090-3389-7593	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中央区	053-465-4664
E. BOSAI	太田 悦由	浜松市浜名区	090-1563-5019	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市中央区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜名区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市浜名区	053-542-0084
(有)エイ・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市龜の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	金野 均	浜松市中央区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜名区	053-582-3930	みゆき防災	野末 悠	浜松市中央区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北沢 浩之	浜松市浜名区	053-586-4100	ムラツウ	村松 哲也	浜松市中央区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市中央区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市中央区	080-5130-1996
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中央区	080-2662-3019				

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(産)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

- 理事長 西川和宏 セルコ株式会社
- 副理事長 杉山和幸 鈴与技研株式会社
- 副理事長 堀部莞爾 ニッコウプロセス株式会社
- 理事 飯塚史洋 広伸防災株式会社
- 理事 吉川友朗 静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
- 監事 佐野靖浩 株式会社アオイテレテック
- 監事 土谷直人 ニッセー防災株式会社
- 事務局長 仁科満寿雄 専務理事兼務
- 事務局職員 鷲巣節子